様式第４号（第５条関係）

簡易な収入(所得)見込額の申立書

【家計急変者】

〇「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（家計急変世帯分）申請書（請求書）（以下「申請書」という）。」と一緒にご提出ください。

|  |
| --- |
| **①　下記にチェック（☑）してください。** |
| □ 私の世帯は、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少しました。 |

|  |
| --- |
|  **②　申請書の「２．申請者が属する世帯の状況」に記入した者全てについて記入してください。** |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | （フリガナ） | 左欄の者が扶養する者の数 | 令和４年度住民税課税状況 | 障害者控除等の適用 | 収入の減少のあった年月 | 任意の１か月の収入⑤ | 年間収入見込額D×12 | 非課税相当収入限度額 |
| 氏　　名 | 給与収入 | 事業収入又は不動産収入 | 年金収入 |
| ① | ② | ③ | ④ | 【Ａ】 | 【Ｂ】 | 【Ｃ】 | ⑥ | ⑦ |
| １ |  |  | □課税□非課税□未申告 | □障害者控除□寡婦控除□ひとり親控除 | 令和４年 | 収入合計額　A+B+C=【D】 | 円 | 円 |
|  | 人 | 　　　　　月 |
| 円 | 円 | 円 |
| ２ |  |  | □課税□非課税□未申告 | □障害者控除□寡婦控除□ひとり親控除 | 令和４年 | 収入合計額　A+B+C=【D】 | 円 | 円 |
|  | 人 | 　　　　　月 |
| 円 | 円 | 円 |
| ３ |  |  | □課税□非課税□未申告 | □障害者控除□寡婦控除□ひとり親控除 | 令和４年 | 収入合計額　A+B+C=【D】 | 円 | 円 |
|  | 人 | 　　　　　月 |
| 円 | 円 | 円 |
| ４ |  |  | □課税□非課税□未申告 | □障害者控除□寡婦控除□ひとり親控除 | 令和４年 | 収入合計額　A+B+C=【D】 | 円 | 円 |
|  | 人 | 　　　　　月 |
| 円 | 円 | 円 |
| ５ |  |  | □課税□非課税□未申告 | □障害者控除□寡婦控除□ひとり親控除 | 令和４年 | 収入合計額　A+B+C=【D】 | 円 | 円 |
|  | 人 | 　　　　　月 |
| 円 | 円 | 円 |

（記入上の注意）

①　「左欄の者が扶養する者の数」欄には、同居・別居にかかわらず、左欄の者が扶養している親族の数（扶養控除等申告書で届け出ている人数）を記入してください。

②　「令和４年度住民税課税状況」欄には、該当する項目にチェック☑してください。

③　「障害者控除等の適用」欄は、該当する控除を受けている場合には、チェック☑してください。

④　「収入の減少のあった年月」欄には、住民税非課税相当の収入であった、令和４年１月以降の任意の１か月の年月を記入してください。

⑤　「任意の１か月の収入」欄には、住民税非課税相当の収入であった、令和４年１月以降の任意の１か月の収入を記入してください。

　※令和４年度住民税確定後は、令和３年１月から１２月の任意の１か月による申請はできません。令和４年度住民税非課税世帯のうち、本給付金の支給を受けていない世帯については、令和４年度住民税非課税世帯に対する給付として、令和４年６月１日時点で住民登録のある市町村から確認書が送付されます。

|  |  |
| --- | --- |
| 給与収入 | ※給与収入がある場合にご記入ください。※給与明細書などの収入額が分かる書類をご提出ください。 |
| 事業収入又は不動産収入 | ※事業収入又は不動産収入がある場合にご記入ください。※帳簿などの収入額が分かる書類をご提出ください。 |
| 年金収入 | ※公的年金収入（非課税を除く。）がある場合にご記入ください。※年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書などの支給額がわかる書類をご提出ください。 |

⑥　「年間収入見込額」欄には、Ｄ欄（収入合計額）を１２倍した金額を記入してください。

⑦　「非課税相当収入限度額」には、①欄の人数に応じて、下表から該当する非課税相当収入限度額を記入してください。

＜早見表＞

|  |  |
| --- | --- |
| 扶養している親族の状況 | 非課税相当収入限度額 |
| 単身又は扶養親族がいない場合 | ９３．０万円 |
| 配偶者・扶養親族（１名）を扶養している場合 | １３７．８万円 |
| 配偶者・扶養親族（計２名）を扶養している場合 | １６８．０万円 |
| 配偶者・扶養親族（計３名）を扶養している場合 | ２０９．７万円 |
| 配偶者・扶養親族（計４名）を扶養している場合 | ２４９．７万円 |
|  |
| 障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合 | ２０４．４万円 |

※これを超える場合は、上記の被扶養者の人数に応じた区分を適用

～　所得により申請する場合は、引き続き、記入してください　～

|  |
| --- |
| ③　年間所得により申し立てる場合、申請書の「２．申請者が属する世帯の状況」に記入した全ての者について記入してください。 |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | （フリガナ） | 【収入】 | 【控除】 | 【所得見込】 | 【非課税相当額】 |
| 氏　　名 | 年間収入見込額 | 給与所得控除額 | 事業収入等の経費 | 公的年金等控除 | 年間所得見込額 | 非課税所得限度額 |
| ⑥ | ⑧ | ⑨ | ⑩ | ⑪ | ⑫ |
| １ |  |  |  |  |  | 円 | 円 |
|  | 円 | 円 | 円 | 円 |
| ２ |  |  |  |  |  | 円 | 円 |
|  | 円 | 円 | 円 | 円 |
| ３ |  |  |  |  |  | 円 | 円 |
|  | 円 | 円 | 円 | 円 |
| ４ |  |  |  |  |  | 円 | 円 |
|  | 円 | 円 | 円 | 円 |
| ５ |  |  |  |  |  | 円 | 円 |
|  | 円 | 円 | 円 | 円 |

（記入上の注意）

⑥　「年間収入見込額」欄には、表面の年間収入見込額（⑥欄）の額を転記してください。

⑧　「給与所得控除額」欄には、以下の算定式により控除額を計算の上、ご記入ください。

①Ａの額のうち給与収入分が162.5万円以下 → 55万円

②Ａの額のうち給与収入分が162.5万円超180万円以下　→　給与収入分×40％－10万円

　③Ａの額のうち給与収入分が180万円超360万円以下　→　給与収入分×30％＋8万円

　④Ａの額のうち給与収入分が360万円超660万円以下　→　給与収入分×20％＋44万円

⑨　「事業収入等の経費」

①　事業収入又は不動産収入を記入した方は、当該収入のために要した経費の１２か月相当額をご記入ください。

②　帳簿等の上記の経費がわかる書類をご提出ください。

⑩　 ｢公的年金等控除」の欄には、以下の算定式により控除額を計算の上、ご記入ください。

　（65歳未満の方）　公的年金等収入分　→　控除額

　　　　　　　　：60万円以下　→　公的年金等収入分の全額

　　　　　　　　：60万円超130万円未満 　→　60万円

　　　　　　　　：130万円以上410万円未満　→　公的年金等収入分×0.25＋27万5千円

　　　　　　　　：410万円以上770万円未満　→　公的年金等収入分×0.15＋68万5千円

　（65歳以上の方）　公的年金等収入分　→　控除額

　　　　　　　　：110万円以下　→　公的年金等収入分の全額

　　　　　　　　：110万円超330万円未満　→　110万円

　　　　　　　　：330万円以上410万円未満　→　公的年金等収入分×0.25＋27万5千円

　　　　　　　　：410万円以上770万円未満　→　公的年金等収入分×0.15＋68万5千円

⑪　｢年間所得見込額」の欄には、以下の算定式により計算の上、ご記入ください。

⑪年間所得見込額　＝　⑥年間収入見込額　－　（　⑧給与所得控除額　＋　⑨事業収入等の経費　＋　⑩公的年金等控除　）

⑫　「非課税所得限度額」には、①欄の人数に応じて、下表から該当する非課税相当所得限度額を記入してください。

※限度額は下の早見表から、①欄の「左欄の者が扶養する者の数」に応じた状況に対応する欄の金額を記入してください。

※下表の「扶養している親族の状況」は、「申請者本人」「同一生計配偶者（所得金額48万円以下の者)」「扶養親族(16歳未満の者も含む。)」の合計人数です。

＜早見表＞

|  |  |
| --- | --- |
| 扶養している親族の状況 | 非課税相当所得限度額 |
| 単身又は扶養親族がいない場合 | ３８．０万円 |
| 配偶者・扶養親族（１名）を扶養している場合 | ８２．８万円 |
| 配偶者・扶養親族（計２名）を扶養している場合 | １１０．８万円 |
| 配偶者・扶養親族（計３名）を扶養している場合 | １３８．８万円 |
| 配偶者・扶養親族（計４名）を扶養している場合 | １６６．８万円 |
|  |
| 障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合 | １３５．０万円 |

※これを超える場合は、上記の被扶養者の人数に応じた区分を適用